

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則（昭和四十年二月鳥取県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び次の」を、「次の」に改め、「掲げる書類」の下に「その他知事が必要と認める書類」を加え、同項の表中

金 在学している学校の在学証明書

を 修学資金

は入在

が決定したことを証する書面又学している学校の在学証明書

に、

就職支度資金

就職することを

証する就職先の証明書

を

就職支度資金

就職が決定したこと、又は就いていることを証する就職先の証明

職して明書

に改め、同表に次の一項を加える。

結 婚 資 金

婚姻が成立したこと、又は婚姻の事実を証する書面

第二条第三項中「母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第五号中「行なう」を「行う」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（違約金の徴収の免除の申請等）

第五条の二 令第十六条ただし書の規定による違約金の徴収の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金違約金徴収免除申請書（様式第七号の二）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、違約金の徴収の免除をすることが適当であると認めたとときは、違約金の徴収の免除の決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により違約金の徴収の免除を決定したときは母子福祉資金貸付金違約金徴収免除決定通知書(様式第七号の三)により、違約金の徴収の免除をしないと決定したときは母子福祉資金貸付金違約金徴収免除不承認決定通知書(様式第七号の四)により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。

第十三条第一項中「保証人」を「連帯保証人」に改め、「若しくは実地修練を受け」を削り、「死亡届」を「借主死亡届」に改め、同条第二項中「保証人が死亡した」を「連帯保証人が死亡し、又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十条第一項に規定する保証人の条件を欠くこととなつた」に、「前項の死亡届」を「連帯保証人死亡(欠格)届(様式第二十四号)」に改める。

第十四条第二項中「及び次の」を「次の」に改め、「掲げる書類」の下に「その他知事が必要と認める書類」を加え、同項の表中

修学資金	在学している学校の在学証明書及び在学している者が寡婦等が現に扶養している二十歳以上である子等であることを証する書面
------	---

修学資金	入学が決定したことを証する書面又は在学している学校の在学証明書及び入学が決定し、又は在学している者が寡婦等が現に扶養している二十歳以上である子等であることを証する書面
------	---

に、 を

就職支度資金	就職することを証する就職先の証明書
--------	-------------------

就職支度資金	就職が決定したこと、又は就職していることを証する就職先の証明書
--------	---------------------------------

結婚資金	婚姻することを証する書面及び婚姻する者が寡婦等が現に扶養している二十歳以上である子等であることを証する書面
------	---

結婚資金	婚姻が成立したこと、又は婚姻の事実を証する書面及び婚姻し、又は婚姻している者が寡婦等が現に扶養している二十歳以上であることを証する書面
------	---

改める。
第十五条中「様式第二十三号」を「様式第二十四号」に改め、同条の表中

母子福祉資金継続貸付 不承認決定通知書	寡婦福祉資金継続貸付 不承認決定通知書
------------------------	------------------------

母子福祉資金継続貸付 不承認決定通知書	寡婦福祉資金継続貸付 不承認決定通知書
------------------------	------------------------

第五条の二第一項

令第十六条ただし書	令第二十九条において準用する令第十六条ただし書
母子福祉資金貸付金違約金徴収免除申請書	寡婦福祉資金貸付金違約金徴収免除申請書

を に、 を に、 を

第五条の二第二項

前項

第十五条において準用する第五条の二第一項

に改め

第五条の二第三項

前項

第十五条において準用する第五条の二第二項

を削

母子福祉資金貸付金連
約金徴収免除決定通知
書

寡婦福祉資金貸付金連
約金徴収免除決定通知
書

第十三条第二項

前項

第十五条において準用する第十三条第一項

を削

り、
様式第七号

母子福祉資金継続貸付
不承認決定通知書

寡婦福祉資金継続貸付
不承認決定通知書

を

様式第七号

母子福祉資金継続貸付
不承認決定通知書

寡婦福祉資金継続貸付
不承認決定通知書

様式第七号の二

母子福祉資金貸付金連
約金徴収免除申請書

寡婦福祉資金貸付金連
約金徴収免除申請書

に改

様式第七号の三

母子福祉資金貸付金連
約金徴収免除決定通知
書

寡婦福祉資金貸付金連
約金徴収免除決定通知
書

様式第七号の四

母子福祉資金貸付金連
約金徴収免除承認決
定通知書

寡婦福祉資金貸付金連
約金徴収免除承認決
定通知書

める。

附則第三項中「貸付け」の下に「及び法附則第六条に規定する四十歳以上の配偶者のない女子に対する寡婦福祉資金の貸付け」を加える。

「保証人
住所氏名 ④
住所氏名 ⑤
住所氏名 ⑥
住所氏名 ⑦」

氏名及び
生年月日
フリガナ
氏名
生年月日

保証人の
状況
氏名
年齢
住所
申請者との続柄
職業
収入
主な資産

連帯保証
人の状況
氏名
年齢
住所
申請者との続柄
職業
収入
主な資産

始め、同様式(ニ)を次のように定める。

6 生活資金を借り受けようとする場合には、「摘要」欄に技能習得資金又は療養資金の借り受けの状況を記入すること。

様式第二号中
償還方法
返済額 1回 円

償還方法
返済額 1回 円

様式第四号を次のように定める。

様式第4号(第4条関係)

(1) 個人用

母子福祉資金貸付金借用书

職 氏 名 殿

下記のとおり母子福祉資金貸付金を借用します。ついては、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。

年 月 日

借 主 住 氏 所 名

連帯借主 住 氏 所 名

記

⑩

資金の種類	資金	
借 用 金 額	金	円(月額) 円)
利 子	年3パーセント	無利子
支 給 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
償 還 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
償 還 方 法	賦償還 1回	円 回

上記の借入れにつき、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借主と連帯して債務を履行することを約します。

連帯保証人 住 氏 所 名

⑩

備考 借主及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること

(2) 団体用

母子福祉資金貸付金借用书

職 氏 名 殿

下記のとおり母子福祉資金貸付金を借用します。ついては、母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉法施行令及び鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを約します。

年 月 日

借 主 事務所の所在地
法人の名称
代表者の職及び氏名

連帯借主 住 氏 所 名

連帯借主 住 氏 所 名

記

⑩

資金の種類	資金	
借 用 金 額	金	円
利 子	年5パーセント	
償 還 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
償 還 方 法	賦償還 1回	円 回

備考 代表者及び連帯借主の印鑑証明書を添付すること。

「保証人

住 氏 所 名

住 氏 所 名

⑩

「連帯保証人

住 氏 所 名

⑩

」

連絡係 田中 氏

「継続申請額及び期間」 金 円 年 月 から 年 月 まで

継続申請額及び期間	金 円 年 月 から 年 月 まで
借主の死亡年月日	年 月 日
申請者の父の状況	

なお、回覧及び轉送についてはのりこみ願います。

備考

- 1 後見人であることを証する書面を添付すること。
- 2 連帯保証人は、現に貸付けを受けている貸付金の連帯保証人と同一人であること。

様式第7号の2 (第5条の2関係)

母子福祉資金貸付金連約金徴収免除申請書

職 氏 名 殿 母子福祉資金貸付金連約金徴収免除申請書

下記のとおり母子福祉資金貸付金の連約金の徴収の免除を受けたいので、申請します。

年 月 日

借主 住氏 所名

連帯借主 住氏 所名

連帯保証人 住氏 所名

連帯保証人 住氏 所名

㊦ ㊧ ㊨

記

資金の種類	資金
償還金の額	円 (回分)
支払期日	年 月 日
納入年月日	年 月 日
免除を受けようとする連約金の額	円 (延滞日数 日)
理由	由

備考

- 1 「理由」欄は、免除を受けようとする理由を詳細に記入すること。
- 2 免除を受けようとする理由を証する書面を添付すること。

様式第7号の3 (第5条の2関係)

母子福祉資金貸付金連約金徴収免除決定通知書

氏 名 殿

年 月 日 付で申請のあつた母子福祉資金貸付金の連約金については、徴収を免除することに決定しました。

年 月 日

職 氏 名 回

記

資金の種類	資金
-------	----

様式第7号の4 (第5条の2関係)

母子福祉資金貸付金違約金徴収免除不承認決定通知書

氏名 殿

年月日付で申請のあつた母子福祉資金貸付金の違約金の徴収の免除については、下記の理由により不承認と決定しました。
年月日

職氏名 回

記

(理由)

「保証人

様式第八号中

住所氏名 ①
住所氏名 ②
住所氏名 ③
住所氏名 ④
住所氏名 ⑤
住所氏名 ⑥
住所氏名 ⑦
住所氏名 ⑧
住所氏名 ⑨
住所氏名 ⑩

に改める。

「保証人

様式第十号中

住所氏名 ①
住所氏名 ②
住所氏名 ③
住所氏名 ④
住所氏名 ⑤
住所氏名 ⑥
住所氏名 ⑦
住所氏名 ⑧
住所氏名 ⑨
住所氏名 ⑩

に改める。

様式第十号中

貸付金額	円(月額)	円
------	-------	---

既償付決定額及び年月日	金	円(月額)	円	年	月	日
-------------	---	-------	---	---	---	---

を

増額する類	金	円(月額)	円	年	月	から	年	月	まで
-------	---	-------	---	---	---	----	---	---	----

に改める。

様式第二十三号「死亡届」や「借主死亡届」の「借受者」や「借主」に改める。同様式第二十三号の「死亡届」に「借主死亡届」に改める。

備考 借主の死亡したことを証する市町村長の証明書を添付すること。

様式第二十三号の「死亡届」に「借主死亡届」に改める。

様式第24号(第13条関係)

連帯保証人死亡(欠格)届

職氏名 殿

下記のとおり連帯保証人が死亡し(その条件を欠くこととなり)ましたので、お届けします。

年月日

借主住所氏名 回

資金の種類	資金
死亡(欠格)者氏名	
死亡(欠格)年月日	年 月 日
欠格の理由	

備考 連帯保証人が死亡した場合には、連帯保証人の死亡したことを証する市町村長の証明書を添付すること。

署名

この規則は、公布の日から施行する。